

「手引き」に関する主な変更箇所について

- 押印を必要としていた箇所について「印」を削除し、代表者(理事長等)の氏名の記名又は署名を記載することとしたこと。
 - 各々の申請・届出の鑑文の他、「就任承諾書」や「辞任届」等の一部の添付書類についても、押印不要とした。
- 「理事長変更届」の廃止及び「役員変更届」の様式等の変更(改正後手引き P.25)
 - 理事(理事長及び代表業務執行理事を含む。)、監事、評議員及び会計監査人の変更等に関する届出について、従来の「役員変更届」を改めて「役員等変更届」により手続きを行うこととした。これに伴い、「理事長変更届」を廃止した。
 - 従来の「役員変更届」及び「役員等変更届」の添付書類について、下表のとおりとした。

従来の「役員変更届」	「役員等変更届」	備考
理事会等の決議録	寄附行為上の手続きを経たことを証する書類	—
履歴書、誓約書、就任承諾書	履歴書、就任承諾書	「誓約書」(個々の新役員から大阪府教育長に対する、改正前の私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に該当しない者であることを誓約する書面)を廃止。
—	誓約書(役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類)	「誓約書」(学校法人理事長から大阪府教育長に対する、新役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類)を追加。(注)
辞任届(理事の任期満了又は死亡の場合は不要)	辞任届(辞任の場合にのみ必要)	添付書類の内容としては、変更なし
役員のうち配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する理事長の宣誓書	—	廃止(「誓約書(役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類)」に集約)
監事が、法人の理事、評議員、職員(学校教職員を含む)を兼ねていない旨の宣誓書	—	廃止(「誓約書(役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類)」に集約)

従来の「役員変更届」	「役員等変更届」	備考
—	現行の寄附行為	追加
—	法人の登記簿謄本(代表権のある理事(理事長又は代表業務執行理事)を変更した場合のみ)	追加

(注) 役員等の別(理事(代表業務執行理事を含む。)、監事、評議員及び会計監査人)ごとに様式が異なっていることに注意。

- 議事録(決議録)に関する記載例等(改正後手引き P.41～50)
 - 従前の手引きに記載していた理事会及び評議員会議事録(決議録)の記載例を、改正後の私立学校法等の内容に沿って改正を行った。
 - これに伴い、次の内容も併せて追加した。
 - ◇ 改正後の私立学校法施行規則において規定されている議事録記載事項及び議事録署名に関する事項。
 - ◇ 理事選任機関議事録に関する事項

- 今般の寄附行為変更認可を受けたことやその後の役員等の改選等により、学校法人の登記簿謄本の記載事項に変更が生じた場合は、変更登記が必要となりますので、遺漏なきよう御対応ください。(改正後手引きP.26)
 - 例)理事長に変更があったとき
 - 代表業務執行理事を設置したとき
 - 事務所の所在地が変更となったとき
 - 寄附行為に規定されている「目的」の内容が登記簿の記載事項と異なるとき

- 添付書類に事務担当者連絡票を追加(改正後手引き P. 58)

- 以上の他、条番号の変更等所要の改正を行った。